

委員長報告

企画財政 委員長報告



副委員長 千葉達也

[目 次]

	頁
常任委員会	
企画財政	27
福祉保健医療	28
産業労働企業	28
警察危機管理防災	29

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第106号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス感染症対策は、特にこの1か月が重要である。予備費9億5千万円を含め、今後の施策に活用できる財源を確保できるのか。また、財源がなくて政策が打ち出せないということはあってはならないがどうか」との質疑に対し、「国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分の79億円では十分とは言えない。国も5兆円の予備費があるが、既にその半分を使っている状況である。今後、編成される国の補正予算等で追加の臨時交付金の交付を要望していく。また、新たな財源が必要となる場合は、今ある財源をフルに活用し、迅速かつ適切な対応ができるよう予備費の活用も含め検討したい」との答弁がありました。

また、「今回、酸素ステーションなどを設置するが、これまでに中等症患者用の病床を増やすべきではなかったのか。それは財源がなかったからできなかったのか。また、今後更に感染拡大することも考えられるが、財源面で対応できるのか」との質疑に対し、「財源的な理由によるものではない。担当部局でも感染拡大した場合の対策について検討しているので、その状況を踏まえ財源についてもしっかりと担保していきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

委員長 岡田 静佳



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第106号議案のうち福祉部関係及び保健医療部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、「高齢者・障がい者入所施設及び通所施設の職員に対するPCR検査については、さきの6月定例会でPCR検査の在り方を見直すよう、附帯決議がなされたところである。今回、契約を変更し、単価が大幅に減額されたとのことであるが、以前の委託先と比べて検査方法や検査精度に違いがあるのか」との質疑に対し、「検査方法については、委託先を変更した後も従前と同じ個別PCR法で実施している。検査精度については、国が示している検査手順に沿って行っているため、問題ないと考えている」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、「酸素療法や抗体カクテル療法を新たに委託して取り組むとのことだが、先日、県が健康観察を委託している『埼玉県宿泊・自宅療養者支援センター』が安否確認など適切な業務を遂行していなかったため、自宅療養中の患者が亡くなったという報道があった。県では、委託先の業務量や人員体制を把握していたのか。また、業務委託の適切な管理について、今後どのように改善するのか」との質疑に対し、「業務のひっ迫状況を確認するため委託先には日報の提出を求めていたが、本年7月下旬以降、感染者の急増を理由に日報の提出が滞っていた。そのため、頻繁に連絡したり、直接訪問して状況を聞き取ったりしたが、日報は提出されず、業務状況を確認できなかった。改善に向けて、患者の健康状況を簡便に把握できるクラウドシステムの導入準備を進めているほか、委託業務を切

り分けて複数の事業者へ委託することで負担を分散していく」との答弁がありました。

次に、「若年層のワクチン接種が遅れている。希望する県民のワクチン接種はいつ頃終わる予定なのか。また、接種が遅れている市町村について、接種を早めるよう指導しないのか」との質疑に対し、「ワクチンは、新型コロナウイルスの感染収束の鍵と認識している。本年9月末までには12歳以上の人口の8割に当たる方の2回分のワクチンが分配されるので、接種のペースを更上げて、11月までには希望者の接種を終わらせたいと考えている。また、接種が遅れている市町村については、接種のペースを上げるために、好事例の紹介や接種体制の確保などの支援に取り組んでいく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

副委員長 松井 弘



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第106号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「営業時間短縮要請や、酒類提供自粛等の対策が経済に与えた影響を考えると、今後、経済の活性化を図るためにワクチン接種証明書の活用を図ることが効果的と考えるが、どうか」との質疑に対し、「国において、経済の活性化を図るため、ワクチン接種証明書を活用する方針と聞いている。感染防止対策と経済活性化の両立に向けて、県としてワクチン接種証明書の活用の検討が必要と考えている。ワクチン接種証明書の導入方策について、検討を深

めていきたい」との答弁がありました。

また、「今回、酒類販売事業者等協力支援金について、新たに売上減少率90%以上の事業者に対し上乗せで支援したり、支援対象を売上減少率15%以上の事業者に広げたりした根拠、理由について何う」との質疑に対し、「酒類提供自粛の要請が長期化しており、事業者から、経営が一層困難となっているとの声を聞く。そのような中、国から事業者に対する更なる上乗せ支援と支給要件の緩和について要請があり、県として支援を拡充したものである。なお、上乗せ支援を行うことで約40者の支給額が増額となり、支援対象を広げることで約350者が新たに支援の対象となると見込んでいる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

委員長 内 沼 博 史



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第106号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「これまで県では大型商業施設に対して『繁忙期の2分の1程度を目安に』入場整理を要請していたが、今年20日からは当該基準が削除された。目安の提示をやめることにより、大型商業施設の人流が増えることにならないか」との質疑に対し、「これまで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県独自の取組として要請していたが、今年18日に国の基本的対処方針が変更され、表記を当該対処方針に合わせた。なお、今年開催された全国

知事会で、国に対し具体的な基準を示すように求めており、要請内容を緩めたということではない。さらに今回初めて国の基本的対処方針において、百貨店の地下の食品売場等が要請対象となったことから、県では1,151施設に対し入場整理等を行うよう個別要請を行っており、目安の提示がなくなったことによつて、人流が増加することにはならないと考えている」との答弁がありました。

次に、「営業時間等短縮要請に応じない飲食店に対し、特措法に基づく命令等を行っていると思うが、まん延防止等重点措置期間中の裁判所への過料事件通知及び緊急事態措置期間中の要請の実施件数はどれくらいか。また、県では終日酒類の提供中止を要請しているが、現地調査の中で、酒類提供の中止についても確認しているのか」との質疑に対し、「本年8月1日までのまん延防止等重点措置期間において、10店舗について所管する地方裁判所へ過料事件通知を行った。また、その後の緊急事態措置期間については、8月26日現在で個別要請を17店舗に対して行っている。現地調査では、営業時間短縮要請の協力状況だけでなく、酒類提供の有無についても調査しており、酒類提供を行っている店舗に対しては、順次、電話等で協力を要請している」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。